

川島桶川資源循環組合事務決裁規程

令和7年4月1日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、管理者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について、常時、管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決権者 専決することができる者をいう。
- (4) 代決 事案について、管理者又は専決することができる者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合に、臨時に、当該決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (5) 不在 決裁権者が出張、病気その他の理由により、事案を決裁できない状態にあることをいう
- (6) 事務局長 川島桶川資源循環組合組織規則（令和7年川島桶川資源循環組合規則第1号。以下「組織規則」という。）第4条第1項に規定する局長をいう。
- (7) 次長 組織規則第4条第2項に規定する次長をいう。
- (8) 課長 組織規則第4条第1項に規定する課長をいう。

(管理者の決裁事項)

第3条 管理者の決裁する事項は、次の各号に掲げるもののほか、別表管理者の決裁及び専決区分の欄に掲げるとおりとする。

- (1) 重要施策の企画、変更及び実施に関すること。
- (2) 組合議会の招集に関すること。

- (3) 組合議会に提出する議案及び報告に関すること。
- (4) 条例、規則その他重要な例規の制定及び改廃に関すること。
- (5) 重要な会議の招集及び付議案件に関すること。
- (6) 予算の編成に関すること。
- (7) 次に掲げる事項で特に重要なもの
 - ア 告示、指令、通牒、申請、証明、調査、照会、回答及び報告
 - イ 請願及び陳情
- (8) 審査請求、訴訟及び和解に関すること。
- (9) 職員の任免、給与、賞罰その他重要な人事に関すること。
- (10) 住民の要望事項の処理に関すること。
- (11) 儀式、褒賞及び表彰に関すること。
- (12) 公有財産の取得、処分及び貸借に関すること。
- (13) 寄附の受入れに関すること。
- (14) 1件の金額が500万円を超える契約に係る指名業者の選定に関すること。
- (15) 1件の金額が1,000万円を超える予定価格に関すること。
- (16) 事務局長の出張命令に関すること。
- (17) 事務局長の特別休暇及び病気休暇の承認に関すること。
- (18) 事務局長の年次有給休暇の承認に関すること。
- (19) 事務局長の職務専念義務免除に関すること。
- (20) 事務局長の週休日の振替に関すること。
- (21) 事務局長の休日の代休日の指定に関すること。

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長の専決することができる事項は、次の各号に掲げるもののほか、別表事務局長の決裁及び専決区分の欄に掲げるとおりとする。

- (1) 定例事項の公示及び公告に関すること。
- (2) 定例的な会議等の開催に関すること。

- (3) 軽易な住民の要望事項の処理に関する事。
- (4) 公簿の閲覧及び謄抄本の交付に関する事。
- (5) 国、県の補助金等の交付申請に関する事。
- (6) 1 件の金額が川島桶川資源循環組合契約規則（令和 7 年川島桶川資源循環組合規則 2 0 号）第 1 3 条に規定する額を超え 5 0 0 万円以下の契約に係る指名業者の選定に関する事。
- (7) 1 件の金額が川島桶川資源循環組合契約規則第 1 3 条に規定する額を超え 1 , 0 0 0 万円以下の予定価格に関する事。
- (8) 起債の借入及び償還に関する事。
- (9) 一時借入金及び償還に関する事。
- (10) 財政状況の公表に関する事。
- (11) 人事行政の運営等の公表等に関する事。
- (12) 身分証明の交付に関する事。
- (13) 川島桶川資源循環組合情報公開条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 5 号）による公文書の公開の請求又は申出に対する可否の決定に関する事。
- (14) 個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び川島桶川資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 6 号）による保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する可否の決定に関する事。
- (15) 定例的な照会、回答、申請、報告、通知、調査等に関する事。
- (16) 次長及び課長の出張命令に関する事。
- (17) 次長及び課長の特別休暇及び病気休暇の承認に関する事。
- (18) 次長及び課長の年次有給休暇の承認に関する事。
- (19) 所属職員（次長及び課長を除く。）の引き続き 3 日を超える年次有給休暇の承認に関する事。
- (20) 次長及び課長の職務専念義務免除に関する事。

(21) 次長及び課長の週休日の振替に関する事。

(22) 次長及び課長の休日の代休日の指定に関する事。

(課長の専決事項)

第5条 課長の専決することができる事項は、次の各号に掲げるもののほか、別表課長の決裁及び専決区分の欄に掲げるとおりとする。

(1) 所属職員の事務分掌に関する事

(2) 所属職員の出張命令に関する事。

(3) 所属職員の特別休暇及び病気休暇の承認に関する事。

(4) 所属職員の引き続き3日以内の年次有給休暇の承認に関する事。

(5) 所属職員の職務専念義務免除に関する事。

(6) 所属職員の週休日の振替に関する事。

(7) 所属職員の休日の代休日の指定に関する事。

(8) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。

(9) 所属職員の特種勤務命令に関する事。

(10) 1件の金額が川島桶川資源循環組合契約規則第13条に規定する額以下の契約に係る指名業者の選定に関する事。

(11) 1件の金額が200万円以下の工事及び業務の委託の検査に関する事。

(12) 1件の金額が200万円以下の物品の購入及び借入れの検収に関する事。

(13) 前条第13号の規定による可否の決定（申出に対するものを除く。）及び公文書の公開の請求に係る不作為に対する審査請求の受付に関する事。

(14) 個人情報の保護に関する法律及び川島桶川資源循環組合個人情報保護法施行条例並びに川島桶川資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第25号）による保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の受付に関する事。

(15) 前条第14号及び川島桶川資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例による保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する可否の決定及び保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る不作為に対する審査請求の受付に関すること。

(16) 軽易な照会、回答、申請、報告、通知、調査等に関すること。

(専決の制限)

第6条 専決権者は、専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

(1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。

(2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。

(3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。

(4) 事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるとき。

(類推による専決)

第7条 専決権者は、この訓令に専決事項として定められていない事項であっても、その内容によって専決することが適当であると認められるものは、この訓令に規定する専決事項に準じて専決することができる。

(専決の報告)

第8条 専決権者は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について、その内容を上司に報告しなければならない。

(代決)

第9条 管理者が不在のときは、副管理者がこれを代決することができる。

2 副管理者が不在のときは、事務局長がこれを代決することができる。

3 事務局長が不在のときは、次長がこれを代決することができる。

4 次長が不在のときは、総務課長がこれを代決することができる。

5 総務課長が不在のときは、総務課長の指定した者が、これを代決する

ことができる。

(代決の制限)

第10条 第6条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

(代決の報告)

第11条 第9条の規定により代決した者は、当該代決した事案について、決裁権者に、速やかにその旨を報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条—第5条関係）

区分		決裁及び専決区分			
		管理者	事務局長	課長	兼票の使用 できるもの
収入の調定及び通知			○		
支 出 負 担 行 為 及 び 支	1 報酬			○	◎
	2 給料			○	◎
	3 職員手当等			○	◎
	4 共済費			○	◎
	5 災害補償費	○			
	7 報償費			○	◎
	8 旅費			○	◎
	9 交際費			○	◎

出 命 令	10 需用費			○	◎
	消耗品費	500万円	500万円	200万円	
	印刷製本費	を超えるも	以下	以下	
	修繕料	の			
	11 役務費	500万円	500万円	200万円	
		を超えるも	以下	以下	
		の			
	電信電話料			○	◎
	郵便等料金				
	自動車損害保				
	険料及び火災				
	保険料				
	12 委託料	500万円	500万円	200万円	
		を超えるも	以下	以下	
		の			
	設計及び調査		200万円	200万円	
	を除く委託		を超えるも	以下	
			の		
	13 使用料及び賃	500万円	500万円	200万円	
	借料	を超えるも	以下	以下	
		の			
	14 工事請負費	500万円	500万円	200万円	
		を超えるも	以下	以下	
		の			

15	原材料費	500万円 を超えるも の	500万円 以下	200万円 以下	
16	公有財産購入 費	○			
17	備品購入費	500万円 を超えるも の	500万円 以下	200万円 以下	
18	負担金、補助 及び交付金	500万円 を超えるも の	500万円 以下	200万円 以下	
	派遣職員負担 金		○		◎
21	補償、補填及 び賠償金	500万円 を超えるも の	500万円 以下	200万円 以下	
	賠償金	○			
22	償還金、利子 及び割引料	500万円 を超えるも の	500万円 以下	200万円 以下	
	組合債の償還		○		◎
23	投資及び出資 金	○			

24	積立金		○		◎
25	寄附金	○			
26	公課費			○	◎
27	繰出金		○		◎
戻出				○	
戻入				○	
振替通知書				○	
歳入歳出外現金の収 入・支出				○	◎

備考

- 1 ○印は、金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁又は専決できることを示す。
- 2 金額については、1件又は関連するものの総額を指す。
- 3 支出負担行為を変更する場合において、増額するときは当該増額後の決裁及び専決区分により、減額するときは当該減額後の決裁及び専決区分により行うものとする。
- 4 支出命令には、資金前渡及び概算払の方法によるものを含む。
- 5 「兼票の使用できるもの」の欄の◎印は、金額の制限なく支出負担行為兼支出命令書を使用できるものとする。
- 6 この表の定めにかかわらず、単価契約したものについては、支出負担行為兼支出命令書を使用することができる。
- 7 振替通知書とは、歳入科目更正伺書及び歳出科目更正伺書を示す。
- 8 契約に関する決裁区分は、支出負担行為の決裁区分と同一とする。